



# 肥料価格高騰対策のごあんない

## ～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～



JAIいるま野版

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農産物の販売実績がある農業者の皆様の肥料費を支援します。

### 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。(埼玉県の場合、本年の秋肥分と来年の春肥分の2回の申請が必要です。)



### 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、上昇分の7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left\{ \begin{array}{l} \text{秋肥 } 1.4 \\ \text{春肥の価格上昇率は、国が決定次第ご案内致します。} \end{array} \right\}} \right] \right) \times 0.7$$

※秋肥(令和4年6月～10月)購入肥料 100,000円(税込)の場合  
支援金=14,444円(1円未満切捨)

### 申請に必要なもの

次のものをご準備ください。

- 1 農産物の販売実績を確認できる書類の写し(精算書、取引先発行の仕切書 など)
- 2 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の注文時期と購入価格がわかるもの(注文書と領収書または請求書の写し)  
※現段階で国が示すスケジュールでは令和5年5月に使用する予定の肥料購入費を申請する場合、2月までに「肥料代金を支払ったか、支払義務が発生していることが確認できる書類」(領収書または請求書)が必要となります。必要書類を揃えて申請して下さい。  
※JA購入分についてはJAが肥料購入明細を準備致します。  
※JA以外の購入分についてはJA指定の購入明細表に銘柄、肥料登録番号等を記載の上、提出して下さい。
- 3 化学肥料低減に向けた取り組みに2つ以上取り組むこと  
取り組みについては、実績が確認できる書類を後日提出していただきます。
- 4 各種申請様式(申請様式については説明会等でご案内致します。)

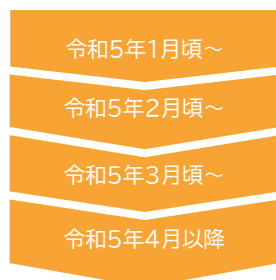
### 化学肥料低減に向けた取り組みメニュー

ア 土壌診断による施肥設計	カ 食品残渣など国内資源の利用(工とオ以外)	サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)
イ 生育診断による施肥設計	キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	ク 緑肥作物の利用	ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
エ 堆肥の利用	ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	

- 1 令和5年度までに2つ以上取り組む
- 2 これまですでに取り組んでいる場合、2つのうちどちらかの取り組みを強化・拡大する
- 3 申請者本人が取組内容を記録し、保管する(作業日誌、写真等) ※実績報告時に必要

### スケジュール

今後のスケジュールは、以下の通りです



- 令和5年1月頃～ 組合員の皆様向け説明会開催 ※各地域からのご案内をご確認下さい
- 令和5年2月頃～ 参加組合員の申請受付(秋肥・春肥)
- 令和5年3月頃～ 埼玉県協議会(事業実施主体)へ申請書類提出
- 令和5年4月以降 申請組合員への支援金の交付

※スケジュールは変更となる場合がありますのでご了承ください。

### 注意事項

当事業に参加するには以下のことを必ず厳守して下さい。

- 1 令和5年度までに肥料低減に向けた取組を2つ以上行う
- 2 申請書類、取組内容を証明する書類を5年間保管する
- 3 会計検査等のため、保管書類の提出を頂く場合がある
- 4 虚偽の申請、不正な取組等を行った場合は、支援金の返金が発生する